

1. 目的

妊娠・出産期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制をより一層充実させるため、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2. 実施体制施設

大阪府との集合契約

3市3町（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）の合同実施

	ショートステイ	デイサービス	アウトリーチ
泉佐野市	○	○	○
熊取町	○	○	○
田尻町	○	○	
泉南市	○	○	○
阪南市	○	○	
岬町	○	○	○

3. 対象者

産後ケアを必要とする者で、出産後1年未満の産婦と乳児（3市3町に住所を有する者）。なお、出産は流産及び死産を含むこととし、その場合に限り、産婦のみの利用を認める。ただし、感染症の疑いのある者や医療行為が必要な者を除く。

4. 内容

	サービス内容	
ショートステイ	原則として午前10時から翌日の午前10時までの24時間の利用を1日とし、3食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ア 母体管理及び生活面の相談・指導 イ 乳房手当（乳房マッサージ）、乳房トラブルケア（助産師が実施すること） ウ 発育及び発達のチェック エ 体重増加及び排泄のチェック オ スキンケア及びスキンケアに関する相談
デイサービス	原則として、午前10時から午後7時までの9時間の利用を1日とし、2食の食事提供及び右欄のサービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> カ 授乳方法に関する助言・指導 キ 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導 ク 在宅での育児に関する相談・指導 ケ 心理面のケア コ その他必要とする保健相談・指導 <p>※以下はショートステイ・デイサービスのみ</p>

アウトリーチ	原則として、2時間程度の利用を1回とし、利用者の居宅にて右欄のサービスを提供する。	サ 母親への食事の提供（ショートステイ・デイサービスのみ） ※以下は岬町のみ シ 乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク（5か月以上の児は粉ミルク及び離乳食） 及び母親の産褥パット、母乳パットの提供（6. 事業費に消耗品を含む場合）
--------	---	---

5. 利用の流れ

- ①初回利用希望者は、原則初回利用希望の5開庁日前までに各市町の申請書を提出する。（母子利用：別紙1、産婦のみ利用：別紙2）
- ②各市町において対象であるかの審査を行い、対象者と承認された場合、産後ケア事業利用承認決定通知書を利用者に送付、利用者が直接産後ケア提供施設に連絡し、日程調整を行う。
- ③施設は利用可能日数の残数及び承認期間の範囲内であることを確認する。
- ④施設は利用時に母子健康手帳、産後ケア事業利用承認決定通知書を持参するように伝える。
- ⑤施設は利用者の利用に必要な情報を各市町に問い合わせることができる。また、各市町は必要に応じて施設に利用者の情報提供を行う。
- ⑥施設は利用当日、4. のサービス内容を提供する。
- ⑦施設は利用の状況を記入する。母子健康手帳の産後ケアの記録欄に利用日、方法（宿泊・デイサービス・訪問）、場所を記入する。ショートステイなら備考欄に○泊○日と記入する。枠がなくなった場合、下方の利用記録に同内容を記入する。
- ⑧利用施設が変わった場合、産後ケア事業利用承認決定通知書と親子健康手帳等の産後ケアの記録で施設は利用回数を判断する。
- ⑨施設は利用終了後、早期フォローの必要な場合は各市町へ電話連絡する。
- ⑩施設は月毎に実施分をまとめて各市町に請求する。

6. 事業費用

サービス内容	内訳		1回あたり単価
ショートステイ (訪問型)	契約単価（消耗品を含まない） ※産婦のみ利用する場合も同額	泉佐野市・熊取町・ 田尻町・泉南市・阪南市	40,110円
	契約単価（消耗品を含む） ※産婦のみ利用する場合も同額	岬町	41,610円
	多胎児加算		6,020円
デイサービス (通所型)	契約単価（消耗品を含まない） ※産婦のみ利用する場合も同額	泉佐野市・熊取町・ 田尻町・泉南市・阪南市	19,530円
	契約単価（消耗品を含む） ※産婦のみ利用する場合も同額	岬町	20,030円
	多胎児加算委託料		2,930円
アウトリーチ (訪問型)	契約単価 ※産婦のみ利用する場合も同額		7,790円
	多胎児加算		1,170円

ただし、次頁の利用者自己負担額は各施設が利用者から徴収し、差額を各市町に請求する。

<利用者自己負担額>

	一般世帯		市町民税非課税世帯		生活保護世帯	
ショートステイ	泉佐野市・ 熊取町・田尻町・ 泉南市・阪南市	岬町	泉佐野市・熊取町・岬 町	田尻町・泉南市・ 阪南市	泉佐野市・泉南市・ 熊取町・岬町	田尻町・阪南市
	(消耗品を 含まない) 4,000円	(消耗品を 含む) 4,100円	0円	2,000円	0円	2,000円
	※産婦のみ利用する場合も上記同額					
	(多胎児加算) 600円	(多胎児加算) 0円	(多胎児加算) 300円	(多胎児加算) 0円	(多胎児加算) 300円	
デイサービス	泉佐野市・ 熊取町・田尻町・ 泉南市・阪南市	岬町	泉佐野市・熊取町・岬 町	田尻町・泉南市・ 阪南市	泉佐野市・泉南市・ 熊取町・岬町	田尻町・阪南市
	(消耗品を 含まない) 1,900円	(消耗品を 含む) 2,000円	0円	950円	0円	950円
	※産婦のみ利用する場合も上記同額					
	(多胎児加算) 290円	(多胎児加算) 0円	(多胎児加算) 150円	(多胎児加算) 0円	(多胎児加算) 150円	
アウトリーチ	泉佐野市・熊取町・泉南市・岬町		泉佐野市・熊取町・岬 町	泉南市・	泉佐野市・泉南市・熊取町・岬町	
	770円		0円	380円	0円	
	※産婦のみ利用する場合も同額					
	(多胎児加算) 110円	(多胎児加算) 0円	(多胎児加算) 50円	(多胎児加算) 0円		

7. キャンセル料

・利用者の都合により日程変更やキャンセルする場合は、利用日の2日前の17時までに利用施設に直接連絡する。それ以降のキャンセル料は、すべての方にショートステイ4,100円、デイサービス2,000円、アウトリーチ770円、一般世帯の自己負担額を利用者より徴収する。多胎の方は一般世帯の加算分の自己負担額を追加で利用者より徴収する。(※ただし、施設がキャンセル料を徴収する必要がないと認める場合は、上記に限らないこととする。)

8. 実績報告

- ・施設は、サービス終了後、産後ケア事業実施報告書に必要事項を記録し、利用者アンケートをとる。
- ・実績については、市町ごとに1か月分をとりまとめ、実施報告一覧表を作成し、産後ケア事業実施報告

書を添えて、翌月 8 日までに各市町へ提出する。

なお、産後ケア事業実施報告書については、利用者の内容確認を必要とする。また、緊急で支援すべき利用者がある場合、各市町へ引継ぎ連絡票の項目に準じて電話等で報告するとともに、各市町より文書による引継ぎの要望がある場合は、引継ぎ連絡票を送付する。

9. 委託料の請求

- ・施設は、7. による実績報告に係る書類を提出し、市町での履行確認後、翌月の 15 日までに契約単価から利用者自己負担額を差し引いた金額に利用件数を乗じた金額を請求する。

10. 各市町連絡先

施設名等	所在地	TEL	FAX
泉佐野市こども家庭課	598-8550 泉佐野市市場東 1-1-1	(072) 429-9340	(072) 469-3363
すくすくステーション (熊取町こども育成課 母子保健グループ)	590-0451 熊取町野田 1-1-8	(072) 452-6294	(072) 453-7196
田尻町健康課	598-0091 田尻町嘉祥寺 883-1	(072) 466-8811	(072) 466-8841
泉南市健康子ども部保健推進課 (泉南市立保健センター)	590-0504 泉南市信達市場 1584-1	(072) 482-7615	(072) 485-1621
阪南市こどもすこやかセンター	599-0292 阪南市尾崎町 35-1	(072) 489-4509	(072) 473-3504
岬町立保健センター	599-0311 岬町多奈川谷川 2424-3	(072) 492-2424	(072) 492-2433